

やわたはま移住体験補助金交付要綱

〔令和 2 年 4 月 1 日〕
要 綱 第 4 1 号

改正 令和 3 年 3 月 3 1 日要綱第 3 0 号 令和 3 年 4 月 1 日要綱第 3 8 号
令和 4 年 3 月 2 9 日要綱第 4 3 号 令和 6 年 3 月 2 5 日要綱第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市への移住及び定住（以下「移住等」という。）を目的として、市が実施するやわたはま移住体験に参加することにより、住居を探し、仕事を探し、又は地域情報を収集する活動等を行う者に対して、活動等に要する経費の一部について、市が予算の範囲内でやわたはま移住体験補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住等希望者 本市への移住等を希望し、又は検討している者をいう。
- (2) 移住体験 市が実施するやわたはま移住体験をいう。
- (3) 同行者 移住等希望者と同一の世帯に属する者で、当該移住等希望者が参加する移住体験に常に同行する者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるいずれの要件も満たす移住等希望者とする。

- (1) 移住体験に参加する時点において、愛媛県外に住所を有する者
- (2) 次の各号に掲げる活動を目的として移住体験に参加する者
 - ア 市内で住居を探す活動
 - イ 市内で仕事を探す活動
 - ウ 地域情報を収集する活動
 - エ その他市長が適当と認める活動
- (3) 移住体験参加中に旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）第 3 条による許可を受けて同法第 2 条第 1 項の旅館業を営む市内宿泊施設（以下「市内宿泊施設」という。）に宿泊する者

2 前項の規定にかかわらず、八幡浜市暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 3 7

号) 第2条第2号及び第3号の規定に該当する者は、補助対象者としな

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、市内宿泊施設1泊につき、別表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲げる金額とする。

2 補助金の交付を受けることができる泊数の限度(以下「限度泊数」という。)は、1人当たり3泊とする。

3 補助金の交付を受けることができる同行者数の限度は、1世帯につき4名とし、当該同行者に係る補助金の額及び限度泊数は、前2項の規定と同様とする。ただし、同行者が満3歳以上小学生以下である場合の当該同行者に係る補助金の額は第1項の規定による額の2分の1に相当する額とし、3歳未満の者である場合の当該同行者に対しては補助金を交付しない。

4 補助金の交付回数は、1人につき、1年度当たり2回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、やわたはま移住体験補助金交付申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添えて、移住体験に参加する初日の14日前までに市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、やわたはま移住体験補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(変更承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、申請の内容を変更しようとするときは、やわたはま移住体験補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(変更承認)

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、承認を決定したときは、やわたはま移住体験補助金変更承認通知書(様式第4号)により通知する。

(実績報告)

第9条 補助決定者は、移住体験が終了したときは、速やかにやわたはま移住体

験実績報告書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する報告書を受領したときは、その内容を審査し、
適当と認めたときは、補助金の額を確定し、やわたはま移住体験補助金確定通
知書（様式第6号）により補助決定者に通知する。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、速やかにやわ
たはま移住体験補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条に規定する請求書の提出があったときは、補助金を交付
する。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、
補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) この要綱に基づき市長に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他不正な行為があったとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合におい
て、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期
限を定めてその全額の返還を命ずるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市
長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日要綱第30号）（抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定の改

正規定（第3号、第14号及び第31号にあつては、次に掲げる規定）は、八幡浜市会計規則の一部を改正する規則（令和3年規則第15号）の施行の日から施行する。

[八幡浜市会計規則の一部を改正する規則（令和3年規則第15号）の施行の日＝令和3年6月1日]

(1)～(43) (略)

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前のそれぞれの要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年4月1日要綱第38号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月29日要綱第43号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後のやわたはま移住体験補助金交付要綱第4条の規定は、この要綱の施行の日以降に申請があった補助金について適用し、同日前に申請があった補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前のやわたはま暮らしオーダーメイドツアー補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和6年3月25日要綱第8号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

現住所都道府県	補助金額（円）	
	1泊目	2泊目以降 （1泊当たり）
徳島県 香川県 高知県	5,000	3,000
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	7,000	
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	10,000	
三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	15,000	
新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県	18,000	
沖縄県		
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県	20,000	
青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	22,000	
北海道		

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者

住 所

氏 名

連絡先

やわたはま移住体験補助金交付申請書

やわたはま移住体験補助金の交付を受けたいので、やわたはま移住体験補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1. 移住体験参加者

申請者	(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日
	住所	〒		
	電話番号 (緊急連絡先)		職業	
同行者 1	(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日
	申請者との続柄		職業	
同行者 2	(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日
	申請者との続柄		職業	
同行者 3	(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日
	申請者との続柄		職業	
同行者 4	(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日
	申請者との続柄		職業	

2. 宿泊期間の予定等

宿泊期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (泊 日)	
予定している活動	<input type="checkbox"/> 住居を探す活動 <input type="checkbox"/> 仕事を探す活動 <input type="checkbox"/> 地域情報を収集する活動（地域活動等参加を含む。） <input type="checkbox"/> その他、八幡浜市への移住等を前提とした活動 （具体例： _____）	
	市内宿泊施設	泊数
		泊
		泊
		泊

3. 補助金申請額

①申請者	1名	円
②同行者	名	円
③同行者（満3歳以上小学生以下）	名	円
計	名 (①+②+③)	円 (①+②+③)

【添付資料】

- ・申請者及び同行者に係る公的身分証明書の写し
（運転免許証、マイナンバーカード、住民票等）
- ・口座情報が分かる資料の写し
（通帳、キャッシュカード等）

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長 印

やわたはま移住体験補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったやわたはま移住体験補助金交付申請について、次のとおり決定しましたので、やわたはま移住体験補助金交付要綱第 6 条の規定により、通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

年 月 日

八幡浜市長 様

住 所

氏 名

連絡先

やわたはま移住体験補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定があったやわたはま移住体験補助金の内容を変更したいので、やわたはま移住体験補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長 印

やわたはま移住体験補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった申請内容変更について承認し、やわたはま移住体験補助金交付要綱第 8 条の規定により、通知します。

既交付決定額	金	円
変更決定額	金	円
差引増減額	金	円

年 月 日

八幡浜市長 様

報告者

住 所

氏 名

連絡先

やわたはま移住体験実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった補助対象移住体験が終了しましたので、やわたはま移住体験補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて、実績を報告します。

記

1. 移住体験参加者

申請者	(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日
	住所	〒		
	電話番号 (緊急連絡先)		職業	
同行者 1	(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日
	申請者との続柄		職業	
同行者 2	(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日
	申請者との続柄		職業	
同行者 3	(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日
	申請者との続柄		職業	
同行者 4	(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日
	申請者との続柄		職業	

2. 実績報告

宿泊期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (泊 日)	
活動場所		
実施した活動	<input type="checkbox"/> 住居を探す活動 <input type="checkbox"/> 仕事を探す活動 <input type="checkbox"/> 地域情報を収集する活動（地域活動等参加を含む。） <input type="checkbox"/> その他、八幡浜市への移住等を前提とした活動 （具体例： _____ ）	
	市内宿泊施設	泊数
		泊
		泊
		泊

3. 補助金交付決定額

①申請者	1名	円
②同行者	名	円
③同行者（満3歳以上小学生以下）	名	円
計	名 (①+②+③)	円 (①+②+③)

【添付資料】

- ・滞在中に宿泊した市内宿泊施設が発行した領収書（写し）
- ・移住体験において配布したアンケート

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長 印

やわたはま移住体験補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった補助対象移住体験について、やわたはま移住
体験補助金交付要綱第 1 0 条に基づき、次のとおり補助金の額を確定します。

記

補助金確定額 金 円

八幡浜市長 様

住 所
氏 名
連絡先

やわたはま移住体験補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金確定通知のあったやわたはま移住体験補助金について、やわたはま移住体験補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

金 _____ 円

振込先

金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※口座名義人については必ず請求者氏名と一致すること。